

令和2（2020）年度入学生対象

「社会福祉士修学資金」

修学生募集要領



社会福祉士修学資金は、社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保に努めるため、養成施設に在学している学生に対して、修学資金を無利子で貸し付ける制度です。

■貸付対象者■ 令和2年4月に社会福祉士養成施設に入学する方

■申請受付期間■ 令和2年4月1日（水）～令和2年5月29日（金）

■申請方法■ 養成施設を通じて申請いただきますので、申請書類一式を学校の担当窓口に提出してください。

（※養成施設によって申請方法や期間は異なりますので、必ず、学校に提出期限等をご確認ください）

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL：06-6776-2943（祝日を除く月～金 9:00～17:00）

FAX：06-6761-5413

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>

目次

目次	2
第 1 部 社会福祉士修学資金 貸付制度	3
修学資金を希望するみなさんへ	3
修学資金の概要	4
第 2 部 社会福祉士修学資金 募集要領	6
修学資金の申請条件	6
第 3 部 社会福祉士修学資金 申請と提出書類	8
修学資金の申請手順	8
提出書類についての諸注意	9
提出書類チェックリスト	12
貸付決定後の手続きについて	13
第 4 部 関係資料	14
返還免除対象業務	14
社会福祉士修学資金実施要綱および要領	21
資格保有者の届出制度のご案内	26

用語の説明

この「社会福祉士修学資金貸付事業 修学生募集要領」の中で使用する略称、及び用語の意味は次の通りです。

募集要領	社会福祉士修学資金貸付事業 修学生募集要領。本冊子。
修学資金	特に表示しない場合は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 社会福祉士修学資金。
養成施設	社会福祉士としての必要な知識及び技能を習得させることを目的として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設。
修学生	養成施設に在籍し、修学資金貸付の決定を受けた者。養成施設を卒業後も、貸付を受けた修学資金の返還を終了するか、返還免除になるまで修学生と呼称する。
府社協	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会。
返還免除対象業務	昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務。（P14～P20 を参照）。
社会福祉士（として）	社会福祉士養成施設を卒業して、もしくは社会福祉士養成施設を卒業し、国家試験に合格して、社会福祉士となる資格を有する修学生で、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに登録している者。
国家試験	特に表示しない場合は、社会福祉士国家試験。
国家資格	特に表示しない場合は、社会福祉士。
現況報告書	修学生の卒業後の状況を原則毎年 4 月に府社協へ報告するもの。修学生の状況によって返還免除対象業務に従事する意思、国家資格取得の意思を確認する。
休 職	業務従事先の就業規則に定められた範囲内で休暇を取り、在籍はしているが就労していない状態。
離 職	退職し、返還免除対象業務に従事していない状態。

第1部 社会福祉士修学資金 貸付制度

修学資金を希望するみなさんへ

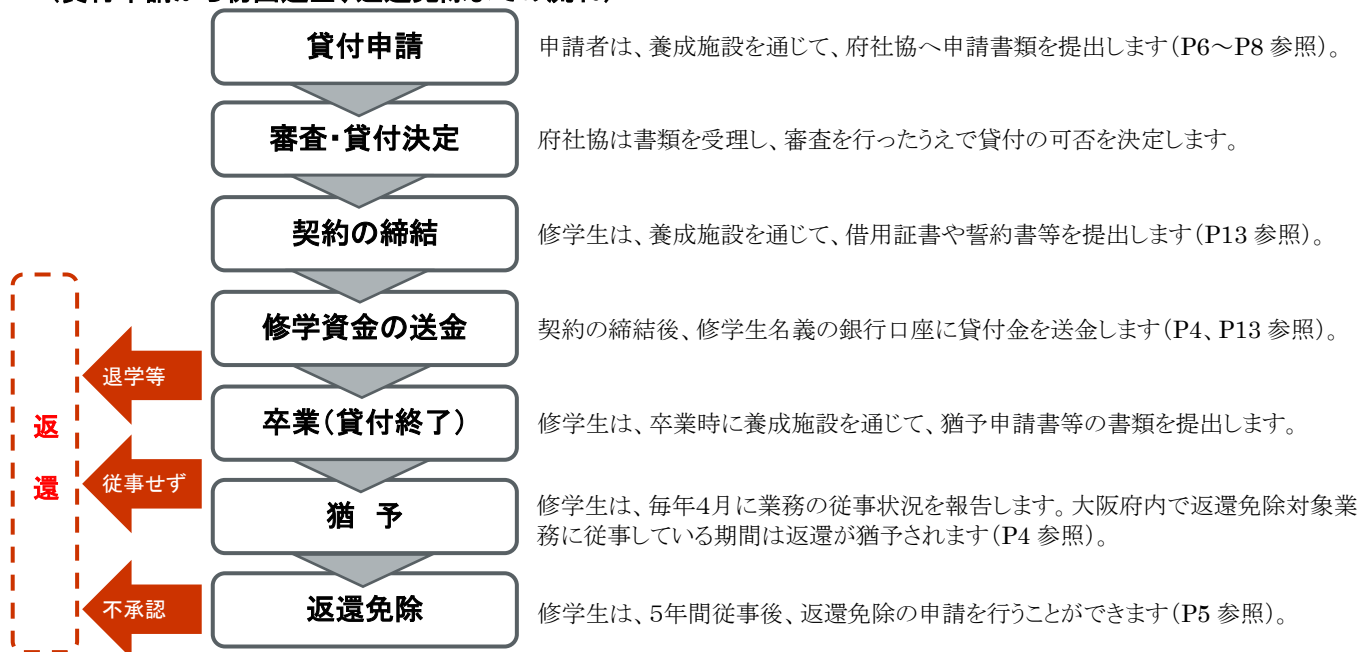
第1部では、社会福祉士修学資金貸付制度の仕組みについて説明します。内容を十分お読みになったうえで、申請を希望する方は、第2部以降をお読みください。

修学資金は、社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対して、修学に必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

☆申し込む前に知っておいてほしいポイント

- 修学資金は貸付制度（借りるもの）です。一定の条件を満たせば返還は免除されます。しかし、返還免除に該当しない場合は必ず返さなければなりません。
- 修学資金を借りるのも、返すのも、返還免除の申請を行うのも、みなさん自身です。他人まかせにせず、「修学資金を借りるのは自分」という自覚をもって申請してください。
- 在学している養成施設にて、申し込み書類を取りまとめます。養成施設の推薦も必要となりますので、期限に余裕をもって申し込みを行ってください。

（貸付申請から初回送金、返還免除までの流れ）



修学資金の概要

令和2年度に社会福祉士養成施設に入学した(予定している)人を対象に、修学生の募集を行います。修学資金の貸付を希望する方は、本冊子をよく読み、申請を行ってください。

なお、修学資金は、入学前に振り込まれることはありませんのでご注意ください。

修学資金の種類・貸付の方法・貸付期間

修学資金の種類	貸付の方法 (修学生本人名義の口座に振込みます)	貸付期間
社会福祉士修学資金 (無利子)	原則として3カ月に1回振込み(4月・7月・10月・1月) (初回の送金時期:令和2年8月以降)	令和2年4月から 卒業まで (正規の修業年限※)

※留年や卒業延期の場合は、正規の修学期間として認められません。

貸付限度額

修学について必要な費用を下記限度額の範囲内で貸付します(ただし、福祉系大学は対象外です)。

- 修学資金 月額50,000円(修学期間中)
- 入学準備金 200,000円(令和2年度入学者:初回のみ)
- 就職準備金 200,000円(最終回のみ。通信・夜間部課程は対象外)
- 生活費加算 月額25,000円(修学期間中 ※下記対象者のみ)

※対象者

生活保護世帯もしくは住民税非課税世帯(令和元年度(平成31年度)の府・市町村民税課税証明書による)
に属する申請者

連帯保証人についての留意点

- ・修学資金の貸付を受けるには、連帯保証人が1名必要となります。
- ・連帯保証人には、個人と法人のいずれでもなることができますが、どちらを選択しても、修学生が返還の義務を負うことに変わりありません。また、連帯保証人は修学生と連帯して返還の義務を負うので、修学生は連帯保証人をお願いする個人・法人に対して詳しく説明してください。

※法人を連帯保証人にする場合は、あらかじめ府社協が法人に対して事前審査を行います(P7 および P11 を参照)。不明な点は、府社協へお問い合わせください

修学資金の返還猶予

次の①～⑤のいずれかに該当することとなった場合は、申請により貸付金の返還が猶予されます。

- ① 養成施設を卒業後、1年以内に社会福祉士として登録し、大阪府内で返還免除対象業務(P14～P20)に従事しているとき。
- ② 養成施設を卒業後、介護福祉士資格を取得するため、他の養成施設へ進学したとき。
- ③ 修学資金の貸付けを廃止された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- ④ 災害、病気やケガ、その他やむを得ない事由のため、休職するとき、または出産・育児のため休職するとき。
- ⑤ 災害、病気やケガ、その他やむを得ない事由のため、離職するとき、または出産・育児のため離職するとき。

修学資金の返還免除

次の①、②のいずれかに該当することとなった場合は、申請により貸付金の全額の返還が免除となります。

- ① 修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務（P14～P20）に従事し、かつ、社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年間（※中高年離職者の要件に該当すると認定された場合、もしくは大阪府内の過疎地域での従事の場合は3年）従事したとき。
（※「中高年離職者」とは、入学時に、45歳以上の者であって離職して2年以内の方です。契約時に証明書の提出が必要です）
- ② 上記に規定する業務に従事している期間内に、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

※貸付を受けた期間（2年未満の場合は2年）以上、返還免除対象業務に従事していた場合、退職の事由によっては、修学資金の返還を一部免除することができます（免除申請及び審査が必要です）。

※転職等により、複数の施設・事業所に従事先を変更した場合、引き続き従事しているものとみなし、業務期間として通算します。

修学資金の返還についての留意点

1. 貸付契約の解除

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。

- (1) 養成施設を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 心身の故障のため、養成施設を卒業する見込みがなくなったと認められたとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- (5) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- (6) 貸付契約の解除を申し出たとき。
- (7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2. 返還

下記の事由に該当する場合は、修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

3. 返還の方法

返還の期間は、貸付を受けた期間と同じ期間です（※貸付期間より短い期間で返還することや一括返還も可能です）。なお、返還すべき日までに返還しなかったときは、その翌日から返還した日までの日数に応じて、年3%の延滞利息を返還金と併せて支払っていただきます。

例) 1 年間の修学で下記のとおり、貸付を受けた後に返還になった場合

「修学資金」 50,000 円 × 12 カ月 「入学準備金」 200,000 円

「就職準備金」 200,000 円

計 1,000,000 円

⇒ 月々の返還額 約 83,333 円（12 カ月月賦）

第2部 社会福祉士修学資金 募集要領

修学資金の申請条件

第2部では、修学資金の申請方法や申請資格、連帯保証人等について説明します。

まずは、申請の期限を確認し、その後、申請条件を満たしているか、一つひとつ確認していきましょう。

また、提出書類の様式は、在学している（入学予定を含む）養成施設から受け取ってください。

（府社協へ資料請求もしくはホームページからダウンロードも可能です）。

申請受付期間

令和2年4月1日（水）～令和2年5月29日（金）

※上記の期間内に在学する養成施設に提出してください。

※なお、養成施設によっては、事務手続き上、募集時期を短くする場合があります。

必ず在学する養成施設に締切期限を確認し、募集の時期を逃さないように注意してください。

募集人数

55名（募集定員を超えた場合は下記の①から③の順により対象とします）

① 大阪府内に住所を有していること。

② 修学に際し、経済的援助の必要性が高いこと。

※世帯全員の収入額により確認します。ただし、申請者が被扶養者である場合は、別世帯であっても扶養者の令和元年度（平成31年度）府・市町村民税課税証明書（平成30年中の所得の証明）が必要です。

③ 介護・福祉に関連する業務に従事した経験を有するもしくは資格を有していること。

※申請書の経験・資格欄に記入してください。介護・福祉の経験が複数ある場合は主な職種を記入したうえで、合算した経験年数を記入してください。

申請資格

次の1～5のすべてを満たす必要があります。

1. 令和2年4月1日時点で、養成施設に在学しているもしくは在学を予定している学生。
2. 養成施設卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で社会福祉士として、引き続き5年以上返還免除対象業務（P14～P20）に従事しようとする意思を有していること。
3. 修学に際し、家庭の経済状況等から貸付けを必要としていること。
4. 学業の成績等が優秀であること。または卒業後、大阪府内で中核的な福祉職として就労する意欲があり、社会福祉士資格取得に向けた向学心があること。
5. 次のいずれかに該当する方。
 - ① 大阪府内の養成施設に在学（予定を含む）していること。
 - ② 大阪府内に住所を有していること。
 - ③ ①、②のいずれにも該当しない場合は、養成施設の学生となった年度の前年度は大阪府内の市町村に住民登録しており、養成施設での修学のために転居をしたものであること。
 - ④ ①～③に限らず、上記2に該当すると府社協が認めた者であること。

連帯保証人について（事前にご準備ください）

修学資金の申請には、原則1名の連帯保証人が必要です。

連帯保証人の要件

- ・連帯保証人は、下記の要件をすべて満たす必要があります。
 - ①日本国内において居住し、独立した生計を営んでいること。
 - ②申請時において年齢が20歳以上65歳未満であること。
 - ③安定した収入があること(所得証明書における「合計所得金額」が、修学資金の「申請金額」を上回っていること)。

＜連帯保証人に該当しない事由＞

- ・府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている場合。
- ・府社協から修学資金の貸付を受けている場合。
- ・生活福祉資金等の貸付けの返済を滞納している場合。
- ・債務整理中(自己破産等)の場合。
- ・修学生が相互に連帯保証人となることはできません。

個人に連帯保証を依頼する場合

- ・要件を満たす個人に連帯保証人をお願いしてください。
- ・連帯保証人は、所得に関する証明書(府・市町村民税課税証明書等)や住民票を添付したうえで、修学資金申請書に自署・押印してください。貸付決定後には印鑑登録証明書を提出する必要があります。

法人（福祉施設）に連帯保証を依頼する場合

- ・修学資金の返還についての保証を、勤務先(アルバイト含む)等の法人が引き受ける制度です。法人と申請者との間で雇用契約(アルバイト含む)が結ばれている場合は、法人が職員の福利厚生の一環として保証人になることができます。
- ・この保証は、日本学生支援機構の貸与型奨学金の「機関保証」とは異なり、大阪府内で返還免除対象業務を営む法人が、修学資金の連帯保証人となるものです。
- ・連帯保証人となる法人については、修学生が修学資金の申請を行う前に、連帯保証人となりうる要件を満たしているか、いくらまで(上限金額)保証が可能かを確認するために、**あらかじめ府社協の審査が必要になります**。
連帯保証人となることを希望する法人の担当者より、府社協にご連絡ください。

【連帯保証人となることができる法人の要件】

- ・法人が連帯保証人となるには、下記すべての要件を満たし、あらかじめ府社協の審査を受け承認を得ていることが必要です。
 - (ア) 審査申込日前5年以上にわたって、返還免除対象業務を継続して営んでいること。
 - (イ) 審査申込日時点で、大阪府内において返還免除対象業務を営んでいること。
 - (ウ) 財務状況が健全であり、保証能力を有していること。
 - (エ) 過去5年以内において、次の事項に該当していないこと。
 - ・営業を廃止又は解散していないこと。
 - ・破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと。
 - ・財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと。
 - ・財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと。
 - ・営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
 - (オ) 中央福祉人材センター及び大阪福祉人材支援センターが運営する Web サイト「福祉のお仕事」において、大阪府内の事業所登録を行っていること。
 - (カ) 「介護福祉士修学資金等法人保証申込書」や修学資金貸付申請時に必要な添付書類(P11)が提出できること。

第3部 社会福祉士修学資金 申請と提出書類

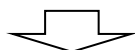
第3部では、修学資金の申請手順やどのような提出書類が必要になるかについて説明します。

まずは、申請完了までの流れを確認しましょう。その後、どのような書類を準備したらよいか、確認していきましょう。

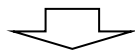
修学資金の申請手順

申請の手順は次のとおりです。別途養成施設から指示があった場合は、指示に従ってください。

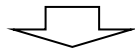
1	在学する養成施設から、以下の書類を受け取ります(府社協へ資料請求もしくは、ホームページからのダウンロードも可能です)。申請書類の養成施設への提出期限を確認してください。 ① 令和2年度入学生対象「社会福祉士修学資金」修学生募集要領 (本冊子) ② 社会福祉士修学資金貸付申請書および記入例 ③ 同意書 ※なお、作文用紙もお渡ししていますが、貸付決定後の提出で構いません。
---	--



2	申請に必要な書類を整えてください。 ① 社会福祉士修学資金貸付申請書 ② 同意書 (申請者および連帯保証人(個人)の記名・押印されたもの) ③ 申請者の住民票 ※現住所と一致し、マイナンバーが記載されていないもの。 ※申請日より前3カ月以内に発行され、申請者を含む世帯全員が記載されているもの。 ※続柄や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されているもの。 ④ 申請者の令和元年度(平成31年度)の府・市町村民税課税証明書等(平成30年中の所得証明) ⑤ 世帯全員の令和元年度(平成31年度)の府・市町村民税課税証明書等(平成30年中の所得証明) ※申請者が被扶養者である場合は、別世帯であっても扶養者の所得証明が必要です。 ⑥ 連帯保証人にかかる書類 個人の場合: 令和元年度(平成31年度)の府・市町村民税課税証明書(平成30年中の所得証明) 法人の場合: (1)貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録の写し(※対象者名と貸付金額の記載が必須) (2)申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書等の写し(※直接の雇用契約がある場合) (派遣職員の場合は、派遣会社と法人との契約書の写し) 以下項目に該当する際には準備をしてください。 ⑦ 生活費加算を受ける場合 ■生活保護受給世帯…福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書 ■住民税非課税世帯…世帯全員の府・市町村民税課税証明書等(高校生以下は不要)。上記⑤を兼ねる ⑧ 中高年離職者の場合 中高年離職者(入学時に、45歳以上の者であって離職して2年以内の者)は、離職年月日を証明できる書類の写し ⑨ その他、府社協会長が必要と認める書類
---	---



3	養成施設が定める提出期限までに、上記2の①～⑥及び該当する場合に必要な書類を提出してください。
---	---



4	申請手続き完了。
---	----------

(参考)申請手続き後の流れ

- 府社協にて審査を行います。不備や不足書類があった場合、養成施設を通じて申請者へ連絡します。定められた期日までに再提出がない場合、不備等がある申請内容で審査を進めざるを得ませんので、ご注意ください。
- 養成施設を通じて、申請者に決定または不承認通知を送付します。養成施設ごとに通知しますので、決定状況によっては通知が遅れる場合があります。

提出書類についての諸注意

1. 共通

■作成にあたっては、下記に注意して記入してください。

- ① 申請者が、ご自身で記入・押印してください。連帯保証人欄は連帯保証人が記入・押印してください。
- ② 代筆は認められません。氏名の漢字は、住民票に記載された文字を使ってください(略字は不可)。
- ③ 申請者と連帯保証人は、同じ姓であっても、それぞれ別の印(スタンプ印可)で押印してください。
- ④ 黒色または青色のボールペンで、ゆっくりと丁寧に記入してください。鉛筆やこすると消えるボールペン(フリクションペン)を使用した場合、再度作成していただきます。
- ⑤ 修正液や修正テープは使用しないでください。修正する場合は、二重線で消して、その人が使用した印を押し、余白に正しい文字・数字を書いてください。
- ⑥ 住所は、それぞれの欄に各自が正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。
- ⑦ 用紙をコピーして使用する場合は、同じサイズ、方向にコピーして使ってください。

2. 申請書・同意書

■記入例をよく確認し、記入してください。

「修学に係る費用の使途」については、養成施設へ支払う学費等の経費の他、実習やスクーリングに直接かかる費用を修学に必要な費用とします。費用の根拠が不明な場合は、見積書やカタログなどの提出を求める場合があります。

○ … 例)参考書、国家試験対策講座、模擬試験

× … 例)パソコンの購入費(養成施設指定以外のもの)、生活費や休業補償、食費など

必要以上に高額な物品の購入や、通常の生活必需品は対象とならない場合もあります。

3. 他の奨学金との併給を受ける場合

■社会福祉士修学資金は、修学のために必要な範囲で他の奨学金との併給を認めています。他の奨学金を借り入れている場合(予定を含む)、必ず申請書の「他の奨学金等の借り入れ状況」欄に記入してください。

なお、財源に国庫補助を含むものや、本修学資金と同様の目的をもつもの等、併給できない貸付金もあります。

(併給が可能なもの 例)

- ・日本学生支援機構の貸与型奨学金
- ・日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)
- ・教育訓練給付制度(一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付)

(併給ができないもの 例)

- ・修学資金貸付制度
- ・生活福祉資金貸付制度(教育支援資金※1)
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- ・職業訓練受給給付金(求職者支援制度)
- ・離職者等再就職訓練
- ・ひとり親家庭自立支援給付金※2(自立支援教育訓練給付金／高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金)
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

※1 同じ目的で教育支援資金を借り受けし、先に償還した場合、修学資金の貸付は可能です(修学資金を償還にあてる等)。

※2 給付額との差額により自己負担額が生じる場合、自己負担額部分については貸付が可能です。

4. 住民票

■住民票の提出に際しては、以下内容に留意してください。

- ・住民票は、申請する方を含む**世帯全員が記載された住民票**を提出してください。
- ・続柄や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されているもの。
- ・申請日より前3カ月以内に発行されたもの。
- ・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
- ・住民票は現住所地の証明書類となるものです。進学のための一人暮らしであっても、住民票を異動していただく必要があります。
- ・申請者と連帯保証人が同一世帯に属する場合は、1通のみの提出で構いません。

【外国籍の方の場合】

外国籍の方は、在留資格を確認する必要がありますので、住民票に在留資格の記載のあるものを提出してください。
在留資格が省略されている場合、在留カードのコピーを添付していただく必要があります。

5. 個人が連帯保証人となる場合「連帯保証人の令和元年度（平成 31 年度）の府・市町村民税課税証明書」

■連帯保証人の課税状況等を確認するために、令和元年度（平成 31 年度）の府・市町村民税課税証明書を提出してください（平成 30 年中の所得金額が分かるもの）。

・平成 31 年 1 月 1 日に居住していた市区町村で発行されます。

なお、交付には、次の手続き等をしている必要があります。

- ① 税務署または住所地の市区長村役場に税の申告をしている。
- ② 勤務先から住所地の市区長村役場に給与支払報告書が提出されている。
- ③ 日本年金機構等から住所地の市区長村役場に公的年金等支払報告書が提出されている。

■「府・市町村民税課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。

名称が異なっても、市区町村が発行し、平成 30 年中の課税や所得金額を証明するものであれば、証明書類として認めます。

（例）「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」等

・ただし、以下は、証明書類として認められません。

「所得証明書」、「市民税・府民税特別徴収税額の通知書」、「源泉徴収票」、「特別徴収税額の決定通知書」、「納税証明書（税務署発行）」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等

※ 府・市町村民税課税証明書のサンプル

「合計所得金額」の
金額によって審査します。
(給与支払金額ではありません)

令和元年度（平成 31 年度）の府・市町村民税課税証明書
（平成 30 年中の所得証明書）

住 所	〇〇市△△町×丁目×番××号	
納税義務者	平成 31 年 1.1 現在	同上
氏 名	大阪 太郎	

市民税・府民税額（円）

課 税 標 準 額（計）	¥1,083,000		
区 分	所得割額	均等割額	税 額
市 民 税	¥54,700	¥3,500	¥58,200
府 民 税	¥36,500	¥1,500	¥38,000
			¥96,200

所得金額（円）

給与支払金額	(¥4,800,000)		
給与所得	¥3,300,000	以 下 余 白	
合 計	¥3,300,000		
以 下 余 白			

所得控除額（円）

雑損	¥0	寡 婦 ・ 寡 夫	¥0
医療費	¥0	勤 労 学 生	¥0
社会保険料	¥480,000	障 が い 者	¥260,000
小規模共済等掛金	¥0	配 偶 者 ・ 扶 養	¥1,110,000
生命保険料	¥35,000	配 偶 者 特 別	¥0
地震保険料 (損害保険料)	¥2,000	基 礎	¥330,000
		合 計	¥2,217,000

控除対象 配偶者	扶 養 親 族	特 定	老 人 (内同居)	16歳未満	その他 (配偶者除く)	合 計 (配偶者除く)	本人 該当	特 別 障 が い	そ の 他 障 が い	寡 婦 寡 夫	勤 労 学 生	事業専従者
有・控配		1人	0人(0人)	1人	1人	3人						区分
特別障がい者(内同居)	特別障がい者	合計(本人除く)	本人 該当	特 別 障 が い	そ の 他 障 が い	寡 婦 寡 夫	勤 労 学 生	事業専従者	専従者数	0人		※
0人(0人)	0人	0人							給与額等	¥0		

(備考)

空白

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 〇〇ー 〇〇 号
令和 2 年〇〇月〇〇日

〇〇市長

見本

6. 法人が連帯保証人となる場合の必要書類

■法人が連帯保証人となる場合は、下記の書類を用意していただくよう法人に依頼してください。
 なお、法人の保証能力に関して**事前審査**を行いますので、ご不明な点は府社協までお尋ねください。

●提出の必要な書類…③④⑦は原本、その他は原本証明したものの提出が必要になります。

社会福祉法人の場合	医療法人や株式会社等の場合
■修学資金の事前申請時に必要な書類 (申請者が府社協へ提出) ①貸付に同意する旨が議決された理事会の議事録 ②申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書(写し) ※雇用契約がある場合 (派遣職員の場合は、派遣会社と法人との契約書) (参考) ■事前審査に必要な書類 (法人が府社協へ提出) ③介護福祉士修学資金等法人保証申込書 ④履歴事項全部証明書(申込日前3カ月以内に発行されたもの) ⑤決算関係書類(直近5年分) ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書 ⑥事業計画書 ⑦法人税納税証明書(未納税額がないことの証明) ⑧法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑨定款変更をする場合は、変更後の定款	■修学資金の事前申請時に必要な書類 (申請者が府社協へ提出) ①貸付に同意する旨が議決された取締役会・理事会等の議事録又は稟議書 ②申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書(写し) ※雇用契約がある場合 (派遣職員の場合は、派遣会社と法人との契約書) (参考) ■事前審査に必要な書類 (法人が府社協へ提出) ③介護福祉士修学資金等法人保証申込書 ④履歴事項全部証明書(申込日前3カ月以内に発行されたもの) ⑤決算関係書類(直近5年分) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書(株で作成している場合) ・株主資本等変動計算書(株の場合) ⑥事業計画書 ⑦法人税納税証明書(未納税額がないことの証明) ⑧法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑨内部規程

提出書類チェックリスト

- ・修学資金の申請手続きは、申請者が責任をもって行いましょう。
- ・提出書類の種類や書類の記入方法については、本冊子の P9～P10 に記載されています。よくお読みいただき、提出書類を用意してください。
- ・養成施設に提出する前に、必ず以下の項目を確認し、誤りや不足がないことを確認してください。

①社会福祉士修学資金貸付申請書	☐ 鉛筆は不可。記入押印漏れのないよう注意してください。 ☐ 黒色または青色のボールペンで記入してください(こすると消えるボールペンは不可)。 ☐ 修正がある場合は、修正テープ等を使わず、二重線で訂正後、訂正印を押してください。 ☐ 申請者や連帯保証人、法定代理人の印については、同じ姓であっても異なる印を使用してください(スタンプ印可)。 ☐ 連帯保証人は、P7 で示す連帯保証人の要件をすべて満たす個人または法人に限ります。 ☐ 「修学に係る費用の使途」については、修学期間を通じて必要な金額を記入してください。金額の根拠が不明確な場合は確認させていただき、内容によっては追加資料の提出を求める場合があります。
②同意書	☐ 養成施設に支払う学費の他、交通費や実習に係る費用を記入していただけますが、食費や休業に伴う生活費の補てんは対象となりません。
③申請者の住民票	☐ 申請者を含む 世帯全員 が記載されている。 ☐ 続柄 や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されている。 ☐ 申請日より前3カ月以内に発行されている。 ☐ 現住所と住所が一致している。 ☐ マイナンバーが記載されていない。
④申請者の令和元年度(平成 31 年度)の府・市町村税課税証明書等	☐ 申請者本人の平成 30 年中の所得の証明。
⑤世帯全員の令和元年度(平成 31 年度)の府・市町村税課税証明書等	☐ 世帯全員の平成 30 年中の所得の証明。 ※ 高校生以下は提出不要です。 ※ 申請者が被扶養者である場合は、別世帯であっても扶養者の所得証明が必要。
⑥連帯保証人にかかる書類	
(個人の場合) 連帯保証人の令和元年度(平成 31 年度)の府・市町村民税課税証明書	☐ 平成 30 年中の所得証明として、令和元年度(平成 31 年度)の府・市町村民税課税証明書等(P10)が必要です。 ☐ 「源泉徴収票」や「住民税特別徴収税額の決定(変更)通知書」での代用は認められません。
(法人の場合) 法人が連帯保証人となる場合に必要書類	☐ 貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録又は稟議書。 (※原本証明したもの／※対象者名と貸付金額の記載が必要です) ☐ 申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書等の写し(※直接雇用契約がある場合) (派遣職員の場合は、派遣会社と法人との契約書の写し)
⑦※生活費加算を受ける場合	
生活保護受給世帯	☐ 福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書。 (入学により、令和 2 年 4 月 1 日以降、生活保護の適用を受けていないことがわかるもの)
住民税非課税世帯	☐ 上記⑤を兼ねます。
⑧中高年離職者の場合	☐ 入学時に、45歳以上の者であって離職して2年以内の者。 ☐ 離職年月日を証明できる書類の写し。 (例) 前職場から発行された離職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等) ※前職場での雇用形態、雇用保険加入の有無は問いません。

※その他、府社協会長が必要と認めて、提出を依頼した書類。

貸付決定後の手続きについて

貸付を決定した後の手続きの概要は次の通りです。

休学や退学等の場合は、速やかに府社協へご連絡ください。状況によっては、それまでに貸し付けた金額を返還いただく場合があります。

1	決定の通知 養成施設を通じて、申請者あてに送付いたします。 内容に誤りがないか、確認してください。
---	--



2	借用証書の提出(本人→養成施設→府社協) 下記の書類を準備して送付してください。 ① 社会福祉士修学資金借用証書 ② 誓約書 ③ 修学生本人の印鑑登録証明書 (※申請書の住所と一致していること) ④ 連帯保証人の印鑑登録証明書 (※法人の場合は、印鑑証明書) ⑤ 振込先(本人名義)の銀行口座の通帳の写し (金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの) ⑥ 貸付金振込口座届出書 ⑦ 作文「福祉の仕事を目指したきっかけと将来の夢」 ※この作文は内容を評価するものではありません。社会福祉士を目指す心構えや、将来働くことへの決意を表すものとして書いてください。 (提出書類の留意点) ・記入方法 こすると消えるボールペンを使用しないこと。申請者および連帯保証人が自署すること。 ・書類の押印 実印による押印を行うこと。 ・収入印紙 貼付け・割り印を行うこと(収入印紙は1枚が望ましい。切手の貼付けは不可)。 ・口座届出書 通帳の記載内容を、正しく漏れなく転記すること(なお、ゆうちょ銀行は銀行名 9900、支店名は数字)。
---	--



3	初回貸付金の振込み 借用証書や添付書類に不備がなければ、府社協に到着後、おおむね2週間以内に初回の貸付金を指定口座に振込みます。 (例) 令和2年8月中旬に借用証書を提出した場合・・・8月末頃に、 <u>合計500,000円</u> を送金 (内訳) 入学準備金 : 200,000円 修学資金(4月～9月分) : 50,000円 × 6ヵ月 ※ 2回目以降の振込みは、3ヵ月ごとにまとめて、初めの月の中旬に振込みます(10月、1月、4月、7月・・・)。
---	--



4	卒業(貸付終了) 卒業時に養成施設を通じて必要な様式を交付します。 卒業後の5月中に、それぞれが必要な書類を提出してください。 ① 修学資金返還猶予申請書(様式第9号) ② 業務従事開始届(様式第14号) ③ 現況報告書〈A〉 ④ 養成施設の卒業証書の写しまたは修了証明書の写し ⑤ 社会福祉士登録証の写し ※状況に応じて提出書類が異なる場合があります。 ※国家試験に不合格となった場合は府社協にお問い合わせください。 ※返還免除が決定されるまで、毎年4月に業務の従事状況を報告していただく必要があります。
---	--



5	返還免除 5年間、大阪府内で返還免除対象業務に従事後、返還免除の申請を行うことができます。 (※中高年離職者の要件に該当すると認定された場合、もしくは大阪府内の過疎地域での従事の場合は3年間)
---	---

第 4 部 関係資料

返還免除対象業務

返還免除対象業務に該当するか不明な場合はお問い合わせください。

【介護業務】

1. 社会福祉施設等

●老人福祉法・介護保険関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
老人デイサービスセンター 指定通所介護（指定療養通所介護を含む） 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 第 1 号通所事業 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス） 有料老人ホーム 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例 介護職員 介護従業者 介助員 支援員など
指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 第 1 号訪問事業 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員 ホームヘルパー

●障害者総合支援法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム） 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設 ・ 知的障害者更生施設 ・ 知的障害者授産施設 ・ 知的障害者通勤寮 ・ 知的障害者福祉工場	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など

身体障害者更生援護施設 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者授産施設 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援 生活サポート 経過的デイサービス事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設 ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場 在宅重度障害者通所援護事業 知的障害者通所援護事業 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 移動支援事業	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など 訪問介護員 ホームヘルパー ガイドヘルパー
--	--

●児童福祉法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児（者）通園事業 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	入所者の保護に直接従事する職員 例 保育士 介助員 看護補助者 など 訪問支援員

●生活保護法関係の施設

施設・事業種類	職種
救護施設 更生施設	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員、介助員など

●その他の社会福祉施設等

施設・事業種類	職種
地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 労災特別介護施設 家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る） など	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員 介護員、介助員 看護補助者、家政婦 など

2. 病院または診療所

施設・事業種類	職種
病院 診療所	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員、看護補助者、看護助手 など

3. 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業種類	職種
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 介護保険法や障害者総合支援法の基準該当サービス その他の介護等の便宜を供与する事業 など	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員、訪問介護員 など

【相談援助業務】

●第1号 地域保健法に規定する施設

施設・事業種類	職種
保健所	精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー

●第2号 児童福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員 少年指導職員（少年を指導する職員） 個別対応職員
児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導担当職員 児童発達支援管理責任者
児童心理治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第3号 医療法に規定する施設

施設・事業種類	職種
病院及び診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 （ア） 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 （イ） 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 （ウ） 患者の社会復帰に係る相談援助 （エ） 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員

●第4号 身体障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員

●第5号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設

施設・事業種類	職種
精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の ・精神保健福祉相談員 ・精神保健福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー

●第6号 生活保護法に規定する施設

施設・事業種類	職種
救護施設及び更生施設 授産施設及び宿所提供施設 被保護者就労支援事業を行っている事業所	生活指導員 指導員（作業指導員、職業指導員を除く） 就労支援員

●第7号 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所

施設・事業種類	職種
福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員） 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事（老人福祉指導主事） 現業を行う所員（現業員）、ケースワーカー 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 専任の家庭相談員 面接相談員 専任の婦人相談員 専任の母子父子自立支援員、母子相談員

●第8号 売春防止法に規定する施設

施設・事業種類	職種
婦人相談所	相談指導員 判定員 専任の婦人相談員
婦人保護施設	入所者を指導する職員（生活指導員）

●第9号 知的障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー

●第10号 老人福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（特A、A、B型） 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター	生活相談員 主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員 老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員

●第11号 母子及び寡婦福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員、母子相談員

●第12号 介護保険法に規定する施設

施設・事業種類	職種
介護保険施設 （指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設）	生活相談員・支援相談員 介護支援専門員
指定介護療養型医療施設 介護医療院	生活相談員 介護支援専門員
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

●第13号 障害者総合支援法に規定する施設

施設・事業種類	職種
障害者支援施設	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
地域活動支援センター	指導員
福祉ホーム	管理人
身体障害者更生援護施設	生活支援員 指導員
精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 管理人
知的障害者援護施設	生活支援員
障害福祉サービス事業	生活支援員 就労定着支援員 サービス管理責任者
一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第1号～第13号の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

施設・事業種類	職種
有料老人ホーム（老人福祉法）	生活相談員
指定特定施設入居者生活介護を行う施設（介護保険法） ・ 指定居宅サービス ・ 指定地域密着型サービス ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 指定介護予防サービス ・ 介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 計画作成担当者
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
介護保険法に基づく ・ 通所介護を行う施設 ・ 介護予防通所介護を行う施設 ・ 指定短期入所生活介護を行う施設 ・ 短期入所生活介護を行う施設 ・ 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・ 介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・ 指定通所リハビリテーション ・ 介護予防通所リハビリテーション ・ 指定短期入所療養介護 ・ 介護予防短期入所療養介護を行う施設	生活相談員 支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーター オペレーションセンター従業者
介護保険法に基づく ・ 指定認知症対応型通所介護 ・ 指定介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 指定小規模多機能型居宅介護 ・ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 指定認知症対応型共同生活介護 ・ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・ 指定複合型サービス	生活相談員 介護支援専門員
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
高齢者生活福祉センター運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員
重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士
点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
障害福祉サービス事業のうち ・ 短期入所 重度障害者等包括支援 ・ 共同生活介護 共同生活援助 ・ 知的障害児施設 知的障害児通園施設 ・ 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設	相談援助業務を行っている専任の職員

重症心身障害児施設	児童指導員 保育士、心理指導を担当する職員
児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
障害者相談支援事業障害児等療育支援事業を行っている施設 （「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記7（4）に基づく「身体障害者自立支援事業」、別記7（9）に基づく「日中一時支援事業」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添3に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設）	相談援助業務を行っている専任の職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域移行推進員
「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療等を行うため都道府県から委託を受けた指定医療機関（児童福祉法）	児童指導員 保育士
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている専任の指導員 ケースワーカー
知的障害者福祉工場 （「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場）	相談援助業務を行っている専任の指導員
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員 （「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員）
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
障害者雇用支援センター	業務を行う職員
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 生活支援担当職員 （「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員）
乳児院（児童福祉法）	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員・指導員
子育て短期支援事業を行っている ・ 児童養護施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院及び保育所 等	相談援助業務を行っている専任の職員
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談援助業務を行っている専任の相談員
一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 （「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日付け雇児発第0930号第1号）別添4「次世代育成支援対策推進事業評価基準」に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設（「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日付け雇児発第1128003号）に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設及び「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成9年6月5日付け児発第396号）別添9（地域子育て支援拠点事業実施要綱）に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設を含む。））	相談援助業務を行っている専任の職員
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員

都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業（安心生活基盤構築事業）	専門員
市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 （「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている専任の職員）
刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
少年院	法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
少年鑑別所	法務教官、法務技官（心理）
地方更生保護委員会及び保護観察所 （更生保護法（平成19年法律第88号）第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所）	保護観察官
更生保護施設	補導主任 補導員
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
難病相談支援センター	難病相談支援員
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
就労支援事業を行っている事業所 （自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
生活困窮者自立支援法に基づく 自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員

社会福祉士修学資金実施要綱および要領

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)は、大阪府内における社会福祉士指定養成施設に在学し、社会福祉士の資格の取得をめざす学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 修学資金の対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第2号又は第3号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「養成施設」という。)に在学する者で、次の各号に掲げる要件にいずれにも該当する者とする。

- (1) 修学に際し、経済的援助を必要としていること。
- (2) 養成施設を卒業した日(災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験の受験の意思があると認めた場合、卒業した日の属する年度から翌々年度までの間で国家試験に合格した日とする。以下同じ。)から1年以内に社会福祉士の登録を行い、大阪府内において、社会福祉士として昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長通知・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、5年間引き続きこれらの業務に従事する意思を有すること。
- (3) 次のアからエのいずれかに該当する者。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものとする。
 - ア 大阪府に住民登録している者であって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において返還対象業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る)において返還免除対象業務に従事する場合は大阪府及び当該記載県の区域とする。以下同じ。)において返還免除対象業務に従事する意思のある者
 - イ 大阪府内に所在する養成施設の学生であって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思のある者
 - ウ 養成施設の学生となった年度の前年度に大阪府に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をしたものであって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思のある者
 - エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者が、養成施設を卒業後に大阪府内において、返還免除対象業務に5年間引き続き従事する意思を有すると、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が認めた者
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当する者。
 - ア 学業成績等が優秀と認められる者
 - イ 卒業後、中核的な福祉職として就労する意欲があり、社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(貸付期間及び貸付額等)

第3条 貸付期間は、養成施設に在学する期間で正規の修学期間内とする。

- 2 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付の初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができる。
ただし、通信課程及び夜間課程は就職準備金について対象外とする。
- 3 要綱第3の2に定める貸付額と別に優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者については生活費を加算することができる。ただし、併せて、学費相当分(月額50,000円以内)の貸付を行わずに、生活費加算のみの貸付を行うことはできない。
生活費加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 貸付申請時に生活保護受給世帯に属する者
 - (2) (1)に準ずる経済状況にある者として、次のいずれかに該当し、当会が必要と認める者(前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者)
 - ・地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ・国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- 4 貸付利子は、無利子とする。
- 5 貸付金の交付は分割または月決めの方法によるものとする。

（貸付申請）

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書に必要書類を添付して、修学する養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長（以下「会長」という）に申請しなければならない。

- 2 養成施設は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦状を添付して会長に提出するものとする。

（貸付決定）

第5条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは修学資金の貸付けを決定する。

（連帯保証人）

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者（申請者）は、連帯保証人を設定しなければならない。

- 2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「修学生」という）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付の休止）

第7条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至り、修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認めるときは、その契約を解除する。

- (1) 養成施設を退学し、または退学させられたとき。
- (2) 修学生であることを辞退したとき。
- (3) 心身の故障のため、養成施設等を卒業する見込みがなくなつたと認められたとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められるとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなつたとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 会長は、修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。
- 3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。

（返還）

第8条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により貸付を休止された期間を除く。）内に、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
なお、返還免除対象業務に従事できなかった場合であつて、他の職種に採用された者については、申請事由にもとづき2年以内とすることができる。
- (3) 大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなつたとき。
- (4) 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなつたとき。

（債務の当然免除）

第9条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還債務を免除する。

- (1) 修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録を行い、大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事し、かつ、社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日以降、引き続き5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。以下同じ）が当該業務に従事した場合にあつては、3年間）に従事したとき。
- (2) 第1号に規定する業務に従事している期間内に、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、労働災害の認定を受け、当該業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 前項第1号の場合において、介護福祉士養成施設に修学あるいは災害、負傷、疾病その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかったときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、返還免除対象業務の従事期間には、業務に従事できなかった期間は算入しない。
- 3 法人における人事異動等により、修学生の意思によらず、大阪府以外の都道府県において返還免除対象業務に従事したときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなし、返還免除対象業務の従事期間に算入する。

（債務の裁量免除）

第10条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、貸付けた修学資金に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事した場合で、その期間が修学資金の貸付けを受けた期間（貸付を受けた期間が2年未満のときは2年とする。）に相当する期間を超えたとき、返還の債務の額の一部。

ただし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

- (2) 死亡し、又は心身の故障その他特別の事由により貸付けを受けた修学資金を返還する能力を失ったと認められるとき、返還の債務の額の全部または一部。
- (3) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難と認められる場合であつて、返還期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき、返還の債務の額の全部または一部。

（返還の当然猶予）

第11条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予する。

- (1) 修学資金の貸付けを廃止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 社会福祉士に係る養成施設に在学中に修学生であった者が介護福祉士に係る養成施設に在学しているとき。

（返還の裁量猶予）

第12条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（延滞利息の徴収）

第13条 会長は修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるとき又は、修学生に災害その他の理由により返還することについてやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

（養成施設の責務）

第14条 この事業の実施に当たって、養成施設は常に会長及び修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年2月17日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年3月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要領

（目的）

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき修学資金の貸付に関し、必要な事項について定める。

（貸付けの申請）

第2条 要綱第4条の規定により社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（様式第1－1号）に住民票の謄本を添付して、要綱第2条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の長に提出するものとする。

- 2 養成施設の長は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦状（様式第2－1号）を添えて会長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第3条 要綱第6条に規定する連帯保証人は、下記のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 日本国内に居住する成年の者で独立の生計を営み、安定した収入がある65歳未満の者。
- (2) 申請日現在、大阪府内において要綱第2条第2号に規定する返還免除対象業務を営んでいる法人であって、5年以上返還免除対象業務を営んでおり、かつ財務状況が健全であり、保証能力を有している法人。
- 2 修学生が、連帯保証人を変更しようとするときは、変更申請書（様式第17－1号）を会長に提出し会長の承認を受けなければならない。

（結果の通知）

第4条 会長は、要綱第5条の規定により修学資金の貸付または不承認の決定をしたときは、修学生決定通知書（様式第3－1号）、または修学生不承認通知書（様式第3－2号）により、養成施設を通じ申請者に通知する。

（修学資金借用証書等）

第5条 修学生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、連帯保証人と連署した修学資金借用証書（様式第5号）及び誓約書（様式第4号）に必要書類を添付し養成施設の長を通じて会長に提出しなければならない。

- 2 前項の期間内に修学資金借用証書及び誓約書を提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。
- 3 貸付決定した金額（貸付条件）に変更が生じた場合は、養成施設を通じ、貸付額・貸付条件変更申請書（様式1－2号）を会長に提出し会長の承認を受けなければならない。

（修学資金の交付）

第6条 会長は、前条第1項の規定により修学資金借用証書及び誓約書の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。

- 2 修学資金の交付は分割の方法により交付するものとし、1回につき3ヶ月分ずつ口座振込の方法により交付する。
- 3 分割交付の時期は、別に定める。

（返還の方法）

第9条 要綱第8条第1項に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を月賦、半年賦又は年賦のいずれかにより口座振替の方法により返還するものとする。ただし、一括でまたは繰り上げて返還することを妨げない。

（一時返還）

第10条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適当でないと認めるものについては、貸し付けた修学資金の全額を一時に返還させることができる。

（修学資金返還計画書）

第11条 修学生は、要綱第8条各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならないとなったときは、当該事由に該当することとなった日（要綱第11条又は第12条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき。）から会長が定める期間内に、修学資金返還計画書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（免除の申請等）

第12条 要綱第9条又は第10条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第7号）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について、免除の承認をしたときは修学資金返還免除承認通知書（様式第8号）により、免除の承認をしなかったときはその旨を申請者に通知する。

（債務の裁量免除の額）

第13条 要綱第10条第1項第1号に該当する場合に免除することができる債務の額は、修学資金の貸付けを受けた者が、要綱第2条第3号に規定する返還免除対象業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする）の2分の5（中高年離職者については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

- 2 要綱第10条第2号又は第3号に該当する場合に免除することができる債務の額は、会長が定める額とする。

（猶予の申請等）

第14条 要綱第 11 条又は第 12 条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（様式第9号）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について審査をし、猶予の承認をしたときは修学資金返還猶予承認通知書（様式第 10 号）により、猶予の承認をしなかったときはその旨を申請者に通知する。

（届出義務）

第15条 修学生は、次に掲げる事由が生じた場合には、住所・氏名・勤務先変更届（様式第 11 号）又は休学等届（様式第 12 号の1～

6）により養成施設の長を経由して、直ちに会長に届け出なければならない。

- （1）修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他の事項に異動があったとき。（様式第 11 号）
- （2）修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- （3）修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- （4）修学生が留年したとき。
- （5）修学生であることを辞退するとき。

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届（様式第 13 号）に事実を証明する書面を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学生が、大阪府内において返還免除対象業務に従事したときは業務従事開始届（様式第 14 号）により、業務従事先を変更したとき又は返還免除対象業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届（様式第 15 号）に業務従事期間証明書（様式第 16 号）を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

（勤務期間の計算）

第16条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（実施細目）

第17条 この要領に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年2月17日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年2月5日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（様式1） 大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程
社会福祉士修学資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程第 5 条の規定に基づく、社会福祉士修学資金貸付事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次の通りである。

個人情報の種類 （本事業にかかわって取得・利用する個人情報）	次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項 ①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票（謄本） ④修学生決定・不承認通知書 ⑤推薦状 ⑥社会福祉士修学資金貸付推薦者名簿 ⑦在学証明書 ⑧誓約書 ⑨修学資金借用証書 ⑩印鑑登録証明書 ⑪源泉徴収票又は住民税課税証明書 ⑫住民税非課税証明書 ⑬生活保護受給証明書 ⑭保護変更決定通知書（写し） ⑮振込先金融機関の通帳など（写し） ⑯業務従事開始届 ⑰社会福祉士登録証（写し） ⑱現況報告書 ⑲業務従事期間証明書 ⑳修学資金返還計画書 ㉑修学資金返還猶予申請書 ㉒修学資金返還免除申請書 ㉓各種 承認・不承認通知書 ㉔その他会長が必要と認める各種届及び書類
個人情報の利用目的	本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業及び就業の促進、並びに質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 (1)内部での利用 ①申請状況管理 ②貸付状況管理 ③償還状況管理 (2)外部への情報提供 本事業の管理、事業報告のため、必要に応じて以下の団体に情報提供する場合がある。 ①地方公共団体 ②社会福祉士修学資金貸付事業を実施する都道府県社会福祉協議会等 ③本事業利用者が所属する社会福祉士養成施設 ④連帯保証人 ⑤その他法令に基づき、必要と認められる団体
その他の情報	本事業担当者は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、伝えてはならない。
個人情報保護担当者	大阪福祉人材支援センター所長および所属職員
本事業における苦情対応担当者	大阪福祉人材支援センター所長

資格保有者の届出制度のご案内

○ 介護福祉士等の資格をお持ちの方は届け出してください！



◆ 離職した介護福祉士等の届出制度とは

社会福祉法の改正により、介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に大阪福祉人材支援センターに届出ることが努力義務となりました。

◆ 届け出の対象資格 ◆

介護福祉士、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー 1 級、2 級課程、旧介護職員基礎研修

